

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会運営規則（案）

（平成二十四年四月 日文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定）

文化審議会運営規則（平成二十三年六月一日文化審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に關し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（特別委員会）

第二条 部会に、特別の事項を調査審議するため、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

3 特別委員会に、委員長を置き、当該特別委員会に属する委員及び臨時委員のうちから互選により選任する。

4 委員長は、当該特別委員会の事務を掌理する。

5 委員長に事故があるときは、当該特別委員会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長のあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 特別委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

7 委員長は、当該特別委員会における調査審議の経過及び結果を部会に報告するものとする。

(会議の公開)

第三条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手續その他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定める。

(守秘義務及び利益相反)

第四条 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、それぞれ調査審議の過程において取得した一切の情報を、口頭及びその他の手段を用いて漏らしてはならない。ただし、当該案件の議決後に公表された情報についてはこの限りではない。

2 委員及び臨時委員は、世界遺産条約第十一条一に基づき世界遺産暫定一覧表に記載すべき資産の候補、世界遺産条約第十一条二に基づきユネスコ世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載されることが適当と思われる資産の候補、及び無形文化遺産保護条約第十六条一に基づき人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されることが適当と思われる我が国の無形文化遺産の候補を選定する際、当該候補について自己が利害関係を有する案件については、議決権を行使することができない。

(雑則)

第五条 部会は、その調査審議事項に関し、必要があると認めるときは、当該事項に関係がある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手續その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第七条 特別委員会については、前四条の規定を準用する。

附 則

この規則は、部会の決定の日（平成二十四年四月 日）から施行する。